

## 米国でのユニバーサルサービス確保の方策

### — 低所得者支援プログラムの検討 —

#### 背 景

内外の電気事業の制度改革は、小売供給の分野に競争を導入する方向で進展している。制度改革に関する立法例では、競争が導入されても、電気の供給はユニバーサルサービスとして維持されることになっている。

日本では、小売自由化の実施後概ね3年後を目処に、自由化の範囲および自由化に関連する制度内容の検証が行われる。その際の視点の一つとして、ユニバーサルサービスなどの公益的課題に対する自由化の影響の有無が挙げられている。

#### 目 的

米国の電気事業におけるユニバーサルサービスの具体的な内容を明らかにする。その上で、米国で導入されている、低所得者支援プログラムを例にとり、小売分野に競争が導入された場合、ユニバーサルサービスを維持していく上で生じる論点について検討する。

#### 主な成果

1. ユニバーサルサービスの基本的な内容は、availability(全ての需要家に対して、少なくとも一つの供給者が存在すること)と affordability(全ての需要家に対して、実際に「利用可能」でかつ「手頃」な水準でサービスが提供されること)の確保にあると整理できる。米国においては、1960年代以降、affordabilityの確保が、低所得者に対する供給の確保という面から問題とされてきた。

2. 米国では、石油ショックに伴うエネルギー価格の高騰を受け、1970年代に各種の低所得者支援プログラムが成立した。これは、低所得者に対して手頃な料金水準での電力供給を確保することで、全ての需要家に実際に利用可能な水準での電力供給を保障するという、ユニバーサルサービスの実現の具体的な方策として位置づけられる。

このプログラムは、エネルギーの利用そのものに対する支援、エネルギーの効率的な利用に対する支援、エネルギーの供給保障、の三つに大別できる。

3. 小売供給が自由化され、様々な要素が変化(図)する中でも、ユニバーサルサービスは維持される必要がある。

支援を実施するための資金は、従来と同様、電気料金に付加する形で全ての需要家から徴収するのが一般的である。一方、プログラムの管理主体や、資金の配布先については、公平な競争条件の確保と効率的なサービスの実施という要素により決定される。

## 政策的含意

小売自由化の実施後概ね3年後を目処に行われる検証の際には、ユニバーサルサービスの内容を具体的かつ明確なものとするだけでなく、どのような方法でその維持を図っていくかということについても明らかにした上で、自由化への影響について評価する必要がある。

## 今後の展開

小売自由化の結果として、需要家に与えられる恩恵に格差が生じることになるとしても、その差は一定の範囲に止められるべきである。そのため、それほど恩恵を受けることのできない需要家に対するセーフティネットの一つとしてユニバーサルサービスを位置づけた上で、提供されるサービスの質やプログラムの競争中立性、ラストリゾートとの関係の整理といった点について検討していく。

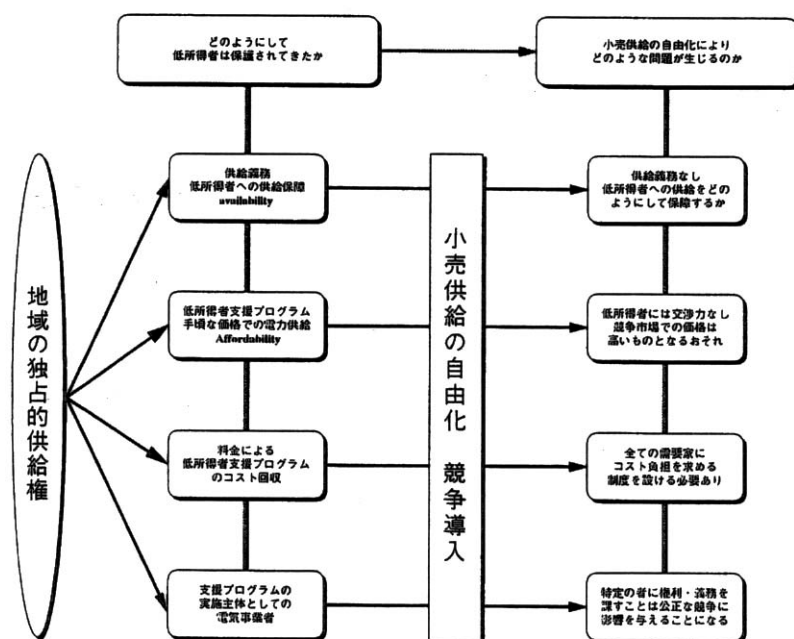


図 小売自由化の前後での低所得者を巡る状況の変化

### 研究報告：Y99012

キーワード：電気事業、小売自由化、ユニバーサルサービス、低所得者保護、アメリカ合衆国

### 関連研究報告書

主 担 当 者 丸山真弘（経済社会研究所）

連 絡 先 （財）電力中央研究所 経済社会研究所 事務担当  
Tel 03-3201-6601（代）  
e-mail src-rr-ml@criepi.denken.or.jp